

| 改 正 後 | 現 行 |
|---|--|
| <p>第 1 編 地質調査業務標準仕様書</p> <p>目次 第 1 章 総則 第 1101 条～第 1139 条 (略) <u>第 1140 条 環境負荷低減への取組み</u></p> <p>第 2 章～第 8 章 (略)</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1101 条～第 1117 条 (略)</p> <p>第 1118 条 成果物の提出 1 受注者は、<u>地質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。</u> 2～4 (略) <u>5 受注者は、機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受け、検定証明書を発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。</u></p> <p>第 1119 条～第 1132 条 (略)</p> <p>第 1133 条 安全等の確保 1～4 (略) 5 受注者は、屋外で行う地質調査業務の実施に当たり、災害予防のため、<u>次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</u> (1)～(4) (略) <u>(5) 受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。</u> 6～9 (略)</p> <p>第 1134 条～第 1139 条 (略)</p> <p><u>第 1140 条 環境負荷低減への取組み</u> <u>受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組みに努めるものとする。</u> <u>1 オフィス、車両、機械等の電気及び燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組み（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）</u> <u>2 臭気や害虫の発生源となるものの適正な管理及び処分</u> <u>3 プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用</u> <u>4 環境負荷低減に配慮した物品の調達</u> <u>5 みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施</u></p> <p>第 2 章～第 8 章 (略)</p> <p>第 2 編 測量業務等標準仕様書</p> <p>目次 第 1 章 総則 第 2101 条～第 2141 条 (略)</p> | <p>第 1 編 地質・土質調査業務標準仕様書</p> <p>目次 第 1 章 総則 第 1101 条～第 1139 条 (略) (新設)</p> <p>第 2 章～第 8 章</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1101 条～第 1117 条 (略)</p> <p>第 1118 条 成果物の提出 1 受注者は地質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。 2～4 (略) (新設)</p> <p>第 1119 条～第 1132 条 (略)</p> <p>第 1133 条 安全等の確保 1～4 (略) 5 受注者は、屋外で行う地質調査業務の実施に当たり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1)～(4) (略) (新設) 6～9 (略)</p> <p>第 1134 条～第 1139 条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 2 章～第 8 章 (略)</p> <p>第 2 編 測量業務等標準仕様書</p> <p>目次 第 1 章 総則 第 2101 条～第 2141 条 (略)</p> |

第 2142 条 環境負荷低減への取組み

第 2 章～第 5 章 (略)

第 1 章 総則

第 2101 条～第 2104 条 (略)

第 2105 条 業務の実施

1 林道路線測量、山地治山等測量、深淺測量、汀線測量及び環境生物調査業務は、標準仕様書及び特記仕様書により実施するものとする。

基準点測量（基準点測量及び水準測量）、用地測量、空中写真測量及び航空レーザ測量は、標準仕様書、特記仕様書及び「〇〇〇公共測量作業規程」※（以下「公共測量作業規程」という。）により実施するものとする。

なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、標準仕様書及び特記仕様書によるものとし、定めのない場合は、公共測量作業規程第 5 条第 3 項第 1 号及び第 2 号によるものとする。

※ 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 33 条第 1 項の規程に基づき、国土交通大臣の承認を得た承認年月日及び番号を記載する。

2 本業務において、基準点（電子基準点、三角点、水準点等）を複数使用する可能性のある測量を実施する場合は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条第 1 号及び第 2 号の規定に基づく測量（以下「公共測量」という。）に該当するものであるか国土地理院に確認することとし、公共測量に該当するとなった場合には、直ちにその旨を監督職員に報告するものとする。

なお、発注者が行う公共測量の手続きに必要な書類作成については、監督職員が必要に応じて、第 2123 条第 1 項の規定に基づき指示できるものとする。

第 2106 条～第 2132 条 (略)

第 2133 条 安全等の確保

1～4 (略)

5 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。

6～8 (略)

第 2134 条～第 2141 条 (略)

第 2142 条 環境負荷低減への取組み

受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組みに努めるものとする。

1 オフィス、車両、機械等の電気及び燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組み（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）

2 臭気や害虫の発生源となるものの適正な管理及び処分

3 プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用

4 環境負荷低減に配慮した物品の調達

5 みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施

第 2 章～第 5 章 (略)

第 3 編 設計業務等標準仕様書

目次

(新設)

第 2 章～第 5 章 (略)

第 1 章 総則

第 2101 条～第 2104 条 (略)

第 2105 条 業務の実施

林道路線測量、山地治山等測量、深淺測量、汀線測量及び環境生物調査業務は、標準仕様書及び特記仕様書により実施するものとする。

基準点測量（基準点測量及び水準測量）、用地測量、空中写真測量及び航空レーザ測量は、標準仕様書、特記仕様書及び「〇〇〇公共測量作業規程」※（以下「公共測量作業規程」という。）により実施するものとする。

なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、標準仕様書及び特記仕様書によるものとし、定めのない場合は、公共測量作業規程第 5 条第 3 項第 1 号及び第 2 号によるものとする。

※ 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 33 条第 1 項の規程に基づき、国土交通大臣の承認を得た承認年月日及び番号を記載する。

(新設)

第 2106 条～第 2132 条 (略)

第 2133 条 安全等の確保

1～4 (略)

5 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1)～(3) (略)

(新設)

6～8 (略)

第 2134 条～第 2141 条 (略)

(新設)

第 2 章～第 5 章 (略)

第 3 編 設計業務等標準仕様書

目次

第1章 総則

第3101条～第3137条 (略)

第3138条 環境負荷低減への取組み

第2章～第8章 (略)

第1章 総則

第3101条～第3130条 (略)

第3131条 安全等の確保

1～4 (略)

5 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。

6～8 (略)

第3132条～第3137条 (略)

第3138条 環境負荷低減への取組み

受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組みに努めるものとする。

1 オフィス、車両、機械等の電気及び燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組み(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)

2 臭気や害虫の発生源となるものの適正な管理及び処分

3 プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用

4 環境負荷低減に配慮した物品の調達

5 みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施

第2章～第5章 (略)

第6章 林道設計

第1 林道設計

第3601条～第3603条 (略)

第3604条 一車線林道実施設計

1 (略)

2 業務内容

(1)・(2) (略)

(3) 平面設計

平面設計は、現地調査の結果及び設計条件に基づき、線形の再確認及び必要に応じた細部検討を行うものとする。

(4) 縦断設計

縦断設計は、実測縦断図を用い橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、形式、基本寸法を考慮のうえ、縦断線形を決定し、20mごとの測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行い、土工計画及び構造物計画等を決定するものとする。

(5)・(6) (略)

(7) 林業作業用施設の設計計画

林業作業用施設の設計計画は、現地調査の結果及び設計条件及び現場実態等に基づき、適切な種類及び規模を選定し、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。

第1章 総則

第3101条～第3137条 (略)

(新設)

第2章～第8章 (略)

第1章 総則

第3101条～第3130条 (略)

第3131条 安全等の確保

1～4 (略)

5 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1)～(3) (略)

(新設)

6～8 (略)

第3132条～第3137条 (略)

(新設)

第2章～第5章 (略)

第6章 林道設計

第1 林道設計

第3601条～第3603条 (略)

第3604条 一車線林道実施設計

1 (略)

2 業務内容

(1)・(2) (略)

(3) 平面・縦断設計

平面設計は、現地調査の結果及び設計条件に基づき、線形の再確認及び必要に応じた細部検討を行うものとする。

(新設)

縦断設計は、実測縦断図を用い橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、形式、基本寸法を考慮のうえ、縦断線形を決定し、20mごとの測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行い、土工計画及び構造物計画等を決定するものとする。

(4)・(5) (略)

(新設)

(8) ~ (13)

第2・第3 (略)

第7章・第8章 (略)

(6) ~ (12)

第2・第3 (略)

第7章・第8章 (略)

附 則 この通知は、令和6年4月1日から適用する。